

# 住宅性能証明

令和4年7月20日 改定

住宅性能証明書発行業務における料金(税込)は、以下に掲げる設計審査手数料と現場審査手数料を合算した金額といたします。

## 設計審査手数料

● 設計住宅性能評価書(耐震等級2以上、免震建築物、断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上、高齢者等配慮対策等級3以上のいずれか)を当社にて取得したもの	設計審査省略
	¥0
● フラット35Sの適合証明(省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性のいずれか)を当社にて取得する場合	整合審査
	¥10,000
● 確認済証が当社にて交付されたもの(耐震等級2以上)	¥50,000
	別途見積りによる
上記以外の場合	一戸建ての住宅
	共同住宅等

## 現場審査手数料(新築住宅)

( )は他の制度の検査と同時に兼用して行うことができる場合。

	基礎配筋工事	躯体工事完了時	断熱材施工完了時	竣工時
断熱等性能等級4・5	×	×	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)
一次エネルギー消費量等級4・5・6	×	×	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)
耐震等級2・3 又は免震建築物	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)	×	¥20,000 (¥10,000) *1
高齢者等配慮対策等級3・4・5	×	×	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)

遠隔地の場合は、別途料金がかかります。

\*1:検査済証の提出により竣工時の検査は免除されます。

## 現場審査手数料(既存住宅)

● 建設住宅性能評価書(耐震等級2以上、免震建築物、断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上、高齢者等配慮対策等級3以上のいずれか)を当社にて取得したもの	現況検査
	¥20,000
● フラット35Sの適合証明(省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性のいずれか)を当社にて取得したもの	
● 確認済証及び検査済証が当社にて交付されたもの(耐震等級2以上)	
上記以外の場合は、原則として業務の取り扱いの対象外とさせていただきます。	

遠隔地の場合は、別途料金がかかります。